

國史纂集

第10号

1989年8月15日発行
別府大学文学部
日本史研究室
〒874別府市北石垣
電 (0977) 67-0101

「惣作」にかかわる小史料

後藤 重巳

玖珠郡九重町粟野在住の古後完氏が所蔵する近世期の一紙文書数十点の内に、正徳五年（一七一五）十月十日日附「粟野村惣作田畑請取證文之事」なる史料がある。近世期の粟野村は、玖珠川中流南岸台地上に展開する幕領の一村であり、村高は『正保郷帳』では、八九〇石二斗七升七合、『天保郷帳』でもほぼ同高を示し、同郡内では、ほぼ中規模の村であった。

耕地私有の原則が破れて、これが村中で耕作、年貢が納入される耕作形態を、「惣作」（総作とも）と呼ぶ。惣作の発生は、村内からの農民の離村・闕所・欠落ちなどによって、労働力と耕地とのバランスが壊れた場合に行われる耕地荒廃防止のため

にとられる方策であった。年貢納入村責任（村請）という原則が、村惣作制度を生み出す原理となるが、ここに紹介する史料は、耕作地が再び特定の農民の私有に帰する問題をめぐる興味ある小史料である。古後氏の所蔵する数十点の文書中には、この村惣作に関連する他の史料が見出せない。惣作成立の経緯は明らかではない。

史料によると、正徳五年（一七一五）十月十日、粟野村惣作地は、同村内の平蔵なる人物に請け取られた。田畑総反別で一町八反五畝、石高に於いて二〇石九斗四升八合余であった。同村村高の二・四パーセントに当たる。平蔵に請け取られた田畑のうち、

目次

「惣作」にかかわる小史料	後藤 重巳
「新名」再考―『今山八幡旧記』を中心として―	吉岡 義信
渡来文化について	重松 正道

索引の重要性を認識する

望月 敏宏	
豊後の山部について	森 猛

田方は上田以下一七筆で、総高一九石一斗七升七合余、畑方は、上畑一筆を含む二三筆で総計一七石七斗七升一合余であった。以下、その詳細を見よう。

（イ）惣作田方と「名付人」

第1表は、平蔵の請け取った田方の地位・反別・石高・名付人の詳細である。

田方一七筆中、地位の点から見ると、上田はわずかに二筆のみで、中田も三筆にすぎず、残るはすべて下田となる。反別的には、下田一筆で六反六畝、三反などの特例も見られるが、一七筆中、一三筆は一反未満の小畝町であり、一五歩・二〇歩・二四歩などの例も見られる。石高では、一石以上のもの六例があるものの、一斗未満のもの四例がある。

「名付人」については、九人が登場する。その記載方式は、当初の二件のみに、

- 一、上田九畝拾八歩 高壹石四斗四升 源蔵名付

一、上田四畝廿歩 高七斗 庄吉名付

という形式を持ち、第三件以下は、人名のみで、「名付」の文字が見られないのは、以下省略されているものと思われる。源蔵以下の「名付」とは、村惣作開始以前の耕地所有者を指すものであろう。第1表に示される如く、源蔵・庄吉・弥六・与三郎・次郎右衛門・市右衛門がそれぞれ一筆ずつのみ、三七郎は、四筆、惣二郎は五筆、善五郎二筆となっている。

このうち、三七郎の場合、中田一筆一反二畝、石高一石五斗六升分のほか、二四歩・一五歩の下田二筆、九畝二四歩・一石六升三合三勺の下田で、総計反別は二反三畝三歩、石高にして、二石七斗六升六合一勺となる。

また、惣二郎分は、下田のみ五筆で惣反別一町一反二畝歩、石高一石二斗三升三合余、善五郎分は、下田三畝十歩、石高は三斗六升六合四勺であった。

田位	反別	石高	名付
上田	9畝18歩	1石4斗4升0合0勺	源蔵
上田	4 20	7 0 0	庄吉
中田	3 00	3 9 0	弥六
中田	1 17	1 7 7	与三郎
中田	1反2 00	1 5 6 0	三七郎
下田	24	8 7 9	〃
下田	15	5 4 9	〃
下田	9 24	1 0 6 3 3	〃
下田	1 00	1 1 0	惣二郎
下田	6 00	6 6 0 0	〃
下田	3 0 00	3 3 0 0	〃
下田	6 6 00	7 2 6 0	〃
下田	1 0 00	1 1 0 0	〃
下田	20	7 3 4	善五郎
下田	2 20	2 9 3	〃
下田	6 00	6 6 0 0	次郎右衛門
下田	3 10	3 6 6 6	市右衛門
計	1町6反7畝18歩	19石1斗7升7合1勺	

第1表

畑位	反別	石高	名付
上畑	1畝20歩	2斗1升6合7勺	三七郎
下畑	2 20	4 2 0 0	〃
中畑	1 12	1 5 4 0	弥六
下畑	10	3 0 0	善五郎
〃	1 00	9 0 0	〃
〃	24	7 2 0	〃
〃	1 00	2 1 0 0	次郎右衛門
〃	1 17	1 4 1 0	与三郎
新下畑	10	3 0 0	新兵衛
〃	4 00	3 6 0 0	〃
〃	1 00	3 0	〃
〃	13	3 9 0	六右衛門
〃	20	6 0	〃
計	1反6畝26歩	1石7斗7升1合7勺	

第2表

右證文の内容によると、粟野村惣作地を平蔵が請取ったが、その田地を再び村惣作となるようなことをしない、これらの田地を質入する際は、条件の良い物件(田地)のみを選び抜いて入質しないこと、請取人平蔵が、耕地の耕営が不可能になった場合も、もとの村惣作に戻すことなく、請人が責任をもって耕営することなどを請約している。

右の内容によつては、惣作成立の経緯は判然としないが、恐らくは、何回かに亘つて集積されたであろう惣作地が、正徳五年十月をもって、平蔵に渡されたものであり、三件の

粟野村
惣御百姓衆中

(受人略)

粟野村御田地受取人 平蔵

正徳五年十月十日

以上三人の「名付人」のうち、惣二郎分の下田一畝・同六畝・同三反の三筆が、同じ字内に所在するほかは、他の二人分を含め、「名付」の耕地は、他字に所在し、極めて分散的狀態にあつたことが判る。

(口)惣作畑方と「名付人」惣作畑方分の詳細を示したのが、第2表である。

惣作の対象となつており、今回、請け取られた畑地は、上畑一筆・中畑一筆・下畑六筆・新下畑五筆の計

一三筆で、惣反別六反七畝二六歩、石高にして一石七斗七升一合七勺であつた。畑地一筆ごとの反別も、極めて零細であり、最大反別は新兵衛名付の新下畑四畝であり、その外、二畝台一筆、一畝台六筆で、他は一畝未満となる。従つて石高も低く、三七郎名付の下畑四斗二升を最高に、三斗台一筆、二斗台二筆、一斗台二筆以外は、すべて一斗未満となつて

分散し、善五郎の三筆、新兵衛の三筆、三七郎・六右衛門の各二筆がまとまつているに過ぎない。

一方、田方・畑方ともに「名付」される人物としては、弥六・与三郎・三七郎・善五郎・次郎右衛門の五人がある。

これらの耕地が、「名付人」(名請人)の手を離れて粟野村惣作となり、更に個人の所有地として移

惣作田畑請取請文」との「外題」によつて知られるが、その経緯を具体的に示すのが、證文の本文である。

右之地高、今度村中相談之上、拙者方へ所監仕候様ニ連判を以御渡し、惣二受取申候、然上は、右地方、何様之儀御座候とも、村中へ指戻し申間敷候、尤、選抜質入候儀仕間敷候、若拙者御百姓相勤候儀、難叶節ハ、右地方受合人方へ請取、村中二指返候儀致間敷候、爲其、請人相立、連判證文仍如件、

請約事項は、「惣作」の性質を如実に物語っているといえよう。

『地方凡例録』（巻四の上）には、年貢未進あるか、また連々作例に成り、潰れ百姓出来、上げ田地に願ひ、擬なく上りたり分は、是又

総作に申付、又八小作にも致させ、連々と未進分を取立て、済次第元地主へ田地を帰さず、然れども、元地主村方離散し、百姓株なく上り切りに成りたる分は、入札を以て拂ひに致し、地主相定め、元地主・未進文当地主より相納る筈なれども、夫にては、当年貢とも二重に差出すやうなるものにて、望人もなきゆへ、先づ總作か小作に申付、未進分取立、済次第、入札申付る（下略）。

「新名」再考

—『今山八幡旧記』を中心として—

はじめに

「新名」という地名は、『和名類聚抄』に「新名郷」とあるのを初見として、たびたび古記録に現れているが、近世以降、該当すべき遺称地

と述べる如く、惣作は、該当地からの未進年貢を徴収することに第一目標があり、弁済責任を持たされた村方、百姓のいすれにとつても、大きな負担となり、その耕宮は強く忌避されるのが一般であった。

平蔵が請取った惣作耕地総石高の二〇石余という石高は、一般農民の持高平均を大きく上廻るものであるが、平蔵の身分などについては、史料的に明かになし得ない。中期以降の玖珠郡内、特に森領内の諸村には、多くの潰れ百姓の存在が確認されており、この地方の幕領においても大差なかったものと思われる。かかる種類の史料の探索が更に必要である（文学部教授）

古岡 義信

が残っていないため、何処であったのか確定できていないのが現状である。この「新名」については、『堀根氏回想録』の中で、拙稿『宇佐宮領

「多奴木田」および島津庄寄郡「新名」の位置について」の中で若干の考察を試みた。その後、本稿で扱う『今山八幡旧記』に「新名」の名称があることを知り、ここで改めて、この史料をもとに「新名」の位置について再考してみることにした。

(一)

この『今山八幡旧記』（以下『旧記』と言ふ）は、宮崎県地方史研究会編の『地方史研究資料第九集』に収録されている資料である。そこで、以下、この資料集の解題によって、この『旧記』の概略を説明しておくたい。

この『旧記』は、延岡市にある今山八幡の社宝として宮司家に秘蔵されてきたものである。今山八幡は、旧称岡富八幡といひ、天平勝宝三年（七五〇）に創建され、宇佐八幡を勧請して英多郷白杵本庄の鎮守としたと伝えられている。しかし『八幡宇佐宮御神領大鏡』（以下『宇佐大鏡』という）によると、

「治暦二年（一〇六六）、国司官原義資の任中に封民二十人の代として、白杵郡北郷の荒野に四至を差し、宇佐宮に進めて白杵庄を立券開発した」とあるから、八幡宮勧請の年次もおよその前後の時期であろう。その後何回となく災難にあり、古記録等皆焼失してしまつた。

この『旧記』は、全体で二十三丁、内容を大別すると「今山八幡宮御造営祭会引付」と「同宮御神事并祭会料米下行引付」とからなり、前者はさらに飯宮造営、同宮遷次第、本宮造営、遷宮次第に分かれ、後者は正月朝拝分に始まって年籠用途分に至る今山八幡宮の年間神事祭会が順を追って列記され、課役の種類と地域の分担を定めている。さらに引き続